

令和6年度

福島地方最低賃金審議会

第3回非鉄金属製造業専門部会

## 議 事 録

日 時：令和6年11月6日(水)

10:00～11:40

場 所：福島第二地方合同庁舎3階西会議室

出席者：(公)森谷、熊沢、元井

(労)遠藤、大越、木村

(使)岩崎、小松、鈴木

### 1 開 会

(部会長) 定刻より少し早いですが皆さんおそろいですので、これより第3回非鉄金属製造業最低賃金専門部会を開会します。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局は定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、委員の方全員が御出席されていますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

### 2 議 事

(部会長) これより議事に入ります。

#### (1) 金額審議について

(部会長) それでは金額の審議に入りたいと思いますが、前回、10月8日に開催した第2回専門部会の金額審議において、労使と

も1回の金額提示と労使協議を行いました。金額の一致には至らず、労働者側66円引き上げて1,011円、使用者側25円引き上げて970円で、労使の提示額には41円の隔たりがあります。

委員の皆様には、本日、全会一致で結審し、早期に発効できますよう、特段の御協力をお願いします。

前回の専門部会終了後に労使とも提示額について協議していただいていることと思います。

労働者側より金額審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 労働者側は、金額提示の前に控室での協議は必要でしょうか。

( 必要なしの声 )

(部会長) それでは、事務局は使用者側委員を控室へ案内してください。

< 金額審議 >

(部会長) 先ほど3回目の労働者側との協議の中で、使用者側の2回目の金額の御提示と御説明をさせていただいたうえで、労使の協議の申し入れのお話があったことを伝えたところ、労働者側も労使協議を受け入れたいというお話でしたので、労使協議に入っていたらこうと思っているのですが、時間はどのくらいにしますか。

(大越委員) 30分くらいをお願いします。

(部会長) それでは11時を目途に労使協議に入っていたらこうと思いますが、事務局よろしいでしょうか。

(室 長) はい。今日は他の部屋を用意出来ていなかったのですが、労働者側の方の控室でやっていただこうと思ったのですが、隣の会議室を使っている形跡がないので、確認させていただきますので、少しお待ちください。

(部 会 長) では、今から11時まで労使協議とし、その間は休会いたします。

【労働者側委員・使用者側委員退室】

【労使協議】

【労働者側委員・使用者側委員入室】

(部 会 長) それでは再開いたします。長時間にわたりまして、労使協議をいただきまして、誠にありがとうございます。

その結果につきまして、御報告いただきたいと思います。

まずは、労働者側からお願いします。

(大越委員) 労使協議をいただきまして、なかなか厳しい状況というお話も伺いましたし、労働者側としても色々な思い、若い方たちを確保したいという思いで1,000円に上げたいという強い思いはあったのですが、やはり、使用者の方たちが2回目で47円ということで大きく歩み寄っていただいたという、4.94%というのは非常に重みがあると受け止めました。

そのうえで労使で合意しまして、50円に1円プラスしていただき、その1円については、私たちが他の地域が1,000円を超えているということで、少しでも縮めたいという思いも考えていただけたということもありますし、少しでもという思いを汲んでいただいたということで、51円ということで合意いたしました。

50円というのは目安額ということで、地賃でも提示されている根拠のある部分だと理解しておりますし、51円ということで最後にプラスいただいたことは、本当にありがたいことでした。

また、来年の審議に向けても、今回全会一致を目指して出した金額だと思っております。

大変ありがとうございました。

(部会長) ありがとうございました。

では、使用者側からも御報告をお願いします。

(鈴木委員) 労働側からお話あったとおり、全会一致を目指した中で合意されたものです。

労側の方で他県の特賃の状況なども踏まえられて1,000円という壁をといるお話もいただいたのですが、その中でも、賃上げと両立しないといけない、雇用の就労の場が存続しなければいけない経営者の状況をお話させていただいて、御考慮いただいた結果だと受け止めております。

また、今後も良好な労使関係の中でこういったお話が出来ればと思っております。

ありがとうございました。

(部会長) 各委員の皆様の御努力によりまして、金額の一致が得られました。本当にありがとうございました。

それでは、本専門部会の結論について確認します。

福島県非鉄金属製造業最低賃金を、次のように改正する。時間額996円、引上げ額51円とする。とすることよろしいでしょうか。

#### 異議なしの声

(部会長) 以上の金額をもって全会一致となりましたので、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、本専門部会の決議をもって審議会の決議とします。

事務局は、専門部会長から審議会会長へ提出する報告書の作成をお願いします。作成完了までの間、休憩とします。

( 休 憩 )

(部会長) それでは再開します。

専門部会長から審議会会長へ提出する報告書を確認します。

【報告書原本を部会長に手交】

【報告書の写しを各委員へ配付】

(部会長) 報告書の読み上げをお願いします。

(室長) 【報告書の読み上げ】

(部会長) 以上の内容でよろしいでしょうか。

異議なしの声

(部会長) ただいまの報告書に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合は、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることから、専門部会長から労働基準部長へ答申文を手交することで、審議会会長から福島労働局長への答申とします。

事務局は準備をお願いします。

【部会長から基準部長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(部会長) それでは、答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【答申文の読み上げ】

(部会長) 次に、綿貫労働基準部長よりご挨拶をお願いします。

(基準部長) 本日は、朝、天気が悪い中お集まりいただきありがとうございました。

そのうえで、労使の皆様方に真摯な御協議をいただいて、このような答申に取りまとまったということは、本当にありがたいと考えております。

また、公益委員の皆様も、ここに至るまで色々御心配、御苦勞をお掛けしたこと、申し訳なかったとともに、御協議いただきありがとうございました。

答申については、あとで説明があるかと思いますが、異議審を終えて法定発効日でございますが、令和7年1月4日となります。発効する前から、福島労働局で、この金額996円が、

知らないという方がないよう、しっかりと周知して参りますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

( 2 ) 今後の日程について

( 部 会 長 ) 特定最低賃金の改正に関する今後の日程について、事務局より説明してください。

( 室 長 ) 本日の答申内容を本日より15日間公示し、異議の申出を受け付けます。異議の申出があった場合には、異議申立に係る審議会を開催する予定です。

異議申立に係る審議会を開催する場合は、日程調整を行い、確定次第、審議会委員の皆様にご連絡差し上げます。

なお、異議の申出がなかった場合は、審議会の開催はなく、効力発生日は法定発効で最短で令和7年1月4日となります。

### 3 閉 会

( 部 会 長 ) 専門部会委員の皆様には、ご多忙のところ長時間の審議の上、大変な御努力をいただきましたこと、全会一致で結審しましたこと、心よりお礼申し上げます。

以上をもちまして専門部会を閉会とします。